

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 3 月 15 日

株主各位

大阪府東大阪市角田二丁目 1 番 36 号
株式会社アテクト
代表取締役社長 小高得央

当社は、平成 24 年 11 月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 1.2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）と定めましたので公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 2,160,000 株増加して、12,960,000 株といたします。

以 上

.....

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 5 月 8 日にお届けご住所にお送り申し上げます。
2. 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座にある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連 絡 先 〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

TEL 0120-094-777(通話料無料)